

刑事規則制定諮問委員会議事録

1 日時

令和5年9月4日（月） 13：30

2 場所

最高裁判所大会議室

3 出席者（敬称略、五十音順）

（委員）

伊藤栄二、今枝隆久、大澤裕、小野寺真也、川出敏裕、河津博史、久保有希子、
酒巻匡、坂本三郎、新河隆志、鈴木巧、鈴木真理子、谷真人、大善文男、
堀田眞哉、松下裕子、吉崎佳弥

（幹事）

石田佳世子（代理）、是木誠、近藤和久、定久朋宏、菅野亮、鷺見徹郎、
田中美香、塚原雅彦、戸莉左近、長田雅之、西廣陽子、平出喜一、堀江慎司、
松田哲也、宮村啓太、横山浩典

4 諮問事項

刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和5年法律第28号。ただし、同法附
則第1条ただし書第4号に掲げる規定に限る。）の施行に伴う刑事訴訟規則の一部
を改正する規則の制定について

5 配付資料

資料1 刑事規則制定諮問委員会諮問事項

資料2 刑事訴訟規則の一部を改正する規則の制定に関する要綱案

資料 3 刑事訴訟法等の一部を改正する法律新旧対照条文（抜粋）

資料 4 刑事規則制定諮問委員会委員等名簿

資料 5 刑事規則制定諮問委員会席図

資料 6 議事進行予定

6 議事録

（酒巻委員長） 委員長の酒巻です。本日の議事進行役を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

ただ今から、最高裁判所刑事規則制定諮問委員会を開催させていただきます。本委員会への諮問事項は、お手元の資料 1 のとおりでございます。議事の進め方は、お手元の資料 6 の議事進行予定に従いまして、担当の委員、幹事から説明を聴取した上で皆様の御意見をお伺ひし、大体午後 3 時 30 分ころまでに終えることにしたいと思っております。それでは、まず事務局の近藤幹事から、本日の配付資料について説明をお願いいたします。

（近藤幹事） 資料 1 は、本委員会の諮問事項です。資料 2 は、事務局で作成しました刑事訴訟規則の一部を改正する規則の制定に関する要綱案です。資料 3 は、法律の新旧対照条文の抜粋、資料 4 は本委員会の委員、幹事等の名簿、資料 5 は本日の席図、資料 6 は本日の議事進行予定です。

（酒巻委員長） それでは、次に議事録の取扱いについてお諮りをしたいと思ひます。最近の最高裁判所規則制定諮問委員会におきましては、発言者名を明記した上で議事録を作成し、これを何らかの形で公表する、例えば、これまでは最高裁判所のウェブサイトに掲載しております。本委員会におきましても同様の取扱いにしたいと考えておりますけれども、この点について皆さんの御意見を頂戴したいと思います。ただ今御説明した議事録の取扱いについて、御意見はございますでしょうか。よろしいですか。それでは、議事録については、先ほど申しましたとおり、発言者名を明記し、かつ何らかの形で公表という形で進めたいと思ひます。

それでは、次に今回の諮問の趣旨につきまして、事務局の吉崎委員から説明をお願いいたします。

(吉崎委員) それでは、事務局を代表しまして、諮問の趣旨について一言申し上げます。既に御案内のこととは存じますが、本年5月に成立し、本年5月に公布されました刑事訴訟法等の一部を改正する法律のうち、被害者の氏名等の情報を保護するための規定が、公布の日から起算して9月を超えない範囲内、具体的には来年2月16日までの政令で定める日に施行される予定でございます。本刑事規則制定諮問委員会は、この改正法の規定に対応する刑事訴訟規則の改正に関して御審議いただくものでございます。最高裁判所規則の制定は最高裁判所の裁判官会議の議決を要しますが、その際に最高裁判所規則制定諮問委員会に対して必要な事項を諮問することができることとされておりまして、今回、本件についてその諮問がされたところから、本日、この委員会が開催されるに至った次第でございます。

その諮問に係る諮問事項は、資料1のとおり、「刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和5年法律第28号。ただし、同法附則第1条ただし書第4号に掲げる規定に限る。）の施行に伴う刑事訴訟規則の一部を改正する規則の制定について」でございます。

この諮問を受けまして、事務局におきまして資料2のと通りの要綱案を作成いたしましたので、本日はこの要綱案を基に御審議をいただきたく、よろしく願い申し上げます。

以上でございます。本日はよろしく願いいたします。

(酒巻委員長) それでは、早速、審議に入ることにいたしたいと思います。最初に、要綱案の内容につきまして、事務局の近藤幹事から説明をお願いいたします。

(近藤幹事) 先ほど御確認願いました資料2が要綱案となります。お手元で御参照いただければ幸いです。要綱案ですが、第1として刑訴規則第一編の総則、第2として第二編の第一審のうち第一章の捜査、第3として第二章の公訴、第三章の公判、第4として第三編の上訴、第四編の少年事件の特別手続、第五編の再審、第六

編の略式手続に関するそれぞれの規定の改正、新設を条文順に記載したものです。また、要綱案第5は、条ずれや項ずれへの対応等をまとめて記載したものです。以下、要綱案の順に御説明します。

まず、第1の1は、改正法の施行後、起訴状抄本等や訴因変更等請求書面抄本等が提出された事件、以下、このような事件を単に起訴状等秘匿事件とも呼びますが、この起訴状等秘匿事件では、個人特定事項の記載のない裁判書の抄本を交付することなどができるようになりますところ、その趣旨を裁判の告知の場面にも及ぼすものです。具体的には、裁判書の謄本を送達して裁判を告知する場面において、被告人に対しては、起訴状抄本等や訴因変更等請求書面抄本等で秘匿された個人特定事項の記載のない裁判書の謄本に代わるものを送達して裁判の告知をすることができるとするものです。また、弁護士に対しては、裁判書の謄本を送達して裁判の告知をするに当たり、裁判書に記載された個人特定事項を被告人に知らせてはならない旨の条件を付することができるなどとし、弁護士がこの条件等に違反したときには処置請求をすることができるとするものです。

第1の2は、起訴状等秘匿事件における個人特定事項の通知の請求に関する事項を公判調書の必要的記載事項とするなどの規定です。

第1の3から6までは、第1の3が、第1の1の裁判の告知のために作成する裁判書の謄本に代わるものの作成方法を定めるなどとするもの、第1の4が、弁護士に対する条件付けや時期又は方法の指定を書面でする場合について、その方法を規定するもの、第1の5が、勾引状に代わるものや勾留状に代わるものの記載要件を規定するもの、第1の6が、勾引状に代わるものの数通交付について規定するものです。いずれも、改正法で新設される制度を適切に運用していくための整備です。

第1の7及び8は、職権で勾引状や勾留状が発付され、それらの謄本交付請求があった場合の規定です。この場合においても、改正法が対象とする起訴状抄本等や訴因変更等請求書面抄本等で秘匿された個人特定事項の保護を図る必要がありますので、現行規則の関連規定を整理するものです。すなわち、被告人には勾引状に代

わるものや勾留状に代わるものの謄本を交付し、弁護人には被告人に個人特定事項を知らせてはならない旨の条件を付するなどして勾引状や勾留状の謄本を交付し、弁護人がこの条件等に違反したときには処置請求できるなどとするものです。

第1の9は、法第343条が準用する法第98条の、いわゆる実刑収容の場面の規定です。被告人に勾留状の謄本を示して収容するとされていますところ、勾留状に代わるものの交付があった事件ではそれに所定の事項を付記して示せば足りるとするものです。

第1の10は、身体の検査のためにする、被告人以外の者に対する勾引及び証人の勾引につき準用すべき規定を整理するものです。

第1の11は、第1の5と同様に、鑑定留置状に代わるものの記載要件に関する規定です。

続きまして、要綱案第2です。第2の1から7までは、いずれも改正法で新設される制度を適切に運用していくための規定です。1は国家公安委員会等が逮捕状に代わるものの交付を請求することができる司法警察員を指定したときの裁判所への通知等について、2は逮捕状に代わるものの交付請求書の記載要件について、3は逮捕状に代わるものの交付を請求する際の資料の提供について、4は逮捕状に代わるものの記載要件について、5は逮捕状に代わるものの交付請求書を引用する方式で逮捕状に代わるものを作成することができるとするもの、6は逮捕状に代わるものの数通交付について、7は逮捕状に代わるものの交付請求を却下する方式や逮捕状に代わるものの交付請求書の請求者への返還について規定するものです。

第2の8は勾留状に代わるものの交付等請求書の記載要件、9は勾留状に代わるものの交付等を請求する際の資料の提供、10は勾留状に代わるものの記載要件、勾留状に代わるものの交付等請求を却下する方式、勾留状に代わるものの交付等請求書の請求者への返還についての規定です。

第2の11は、改正法では、捜査段階で勾留状に代わるものの交付等があった事件において、被疑者又は弁護人は勾留状に代わるもので秘匿された個人特定事項を

被疑者へ通知することを請求できますところ、この通知請求に関する規定です。この請求は理由を記載した書面ですることとし、通知請求を一部認容する裁判をしたときに検察官に交付する、勾留状に代わるものの記載要件について定める規定です。

第2の12は、第1の7及び8と同様、勾留状に代わるものの交付があった事件において、謄本交付請求があった場合の規定です。被疑者には勾留状に代わるものの謄本を交付し、弁護人には被疑者に個人特定事項を知らせてはならない旨の条件を付して勾留状の謄本を交付し、弁護人がこの条件に違反したときには処置請求できるなどとするものです。

第2の13は、(1)が、勾留状に代わるものの交付があった事件における勾留期間の延長裁判の執行方法の規定です。(2)及び(3)は、勾留期間の延長裁判後に、第2の12の勾留状の謄本交付請求に関する規律と同様に、勾留状に代わるもので秘匿された個人特定事項の保護を図りつつ、被疑者が勾留期間の延長の裁判の内容を確認することができるようにするための規定です。すなわち、被疑者には勾留状に代わるものの謄本及び勾留期間の延長の裁判の記載のある勾留状の抄本であって被疑事実の要旨の記載がないものを交付し、弁護人には被疑者に個人特定事項を知らせてはならない旨の条件を付して勾留状の謄本を交付し、弁護人がこの条件に違反したときには処置請求できるなどとするものです。

第2の14は、現行規則157条の2が、逮捕状には有効期間内であっても逮捕の必要がなくなったときは直ちにこれを返還しなければならない旨を記載しなければならないとされているところ、逮捕状に代わるものにも同旨の記載をしなければならない旨を規定するものです。

第2の15は、勾留状に代わるものに関する刑訴法の制度が改正法により捜査段階での鑑定留置に準用されますところ、規則についても、鑑定留置状に代わるものについて、勾留状に代わるものに関する制度に対応するための規則と同旨の規律を定めるものです。

続きまして、第3です。第3の1は、被告人に送達するものとして起訴状抄本等

を提出するときは秘匿する個人特定事項に係る者が改正法271条の2第1項の定めいずれに該当するかの別を起訴状に記載しなければならないとするものです。

第3の2は、現行規則165条1項で規定されておりました起訴状謄本の差し出しが改正法第256条の2で規定されることになったことに応じて規則の規定を削除するなどしたものです。

第3の3は、起訴状抄本等や弁護人に送達するものとして提出する起訴状謄本の記載事項を定め、起訴状抄本等を提出する場合には被告人や弁護人に送達するものほかにもう1通を裁判所に差し出すことを規定するものです。

第3の4は、公訴時効の停止に関わる規定です。改正法の施行後は、犯人が逃げ隠れているため有効に起訴状の謄本が送達できなかった場合だけではなく、起訴状抄本等を送達できなかった場合や、略式命令の謄本に代わるものを送達することで略式命令の告知ができなかった場合にも公訴時効の進行が停止することになりますので、これに対応するための規定です。

第3の5は、公訴の提起の際に、逮捕状や勾留状に加えまして、逮捕状に代わるものや勾留状に代わるものも裁判所に差し出さなければならないなどとするものです。

第3の6は、起訴状等秘匿事件では公訴提起から2か月以内に起訴状抄本等が被告人に送達されなかった場合に公訴の提起の効力がさかのぼって失われることとなるため、起訴状抄本等の被告人に対する送達ができなかったときに、裁判所はその旨を検察官に通知しなければならないなどとするものです。

第3の7は、個人特定事項の代替呼称の定め等に関する規定です。個人特定事項の保護を図るためには、その記載自体を可及的に避けることが必要と考えられます。そこで、起訴状等秘匿事件について、秘匿された個人特定事項の代替呼称を定め、これを当事者に通知し、訴訟に関する書類にこの代替呼称を記載したときは個人特定事項を記載したものとみなすなどとする規定です。なお、後に申し上げます第3の12におきまして、証人等の氏名や住居の開示に係る措置がとられた場合にも同

旨の規定がございます。

第3の8は、通知請求の方式やその判断時期に関するものです。起訴状等秘匿事件で被告人及び弁護人は秘匿された個人特定事項の通知請求をすることができますところ、この通知請求の方式について、証拠開示に関する裁定請求の方式を定める現行規則178条の9と同内容を定めるものです。また、この通知請求があったときは、裁判所は遅滞なく判断しなければならないことを定めるとともに、訴訟遅延目的での請求であることが明らかな場合にはこの限りではないとするものです。

第3の9は、呼称の通知に関する規定です。改正法第271条の6により、訴訟記録の閲覧謄写を禁止した場合や、裁判書の謄本に代えて裁判書の抄本を交付した場合のうち、特に複数の者の個人特定事項について閲覧謄写を禁止した場合や、複数の者の個人特定事項の記載がない裁判書の抄本を交付した場合において、その個人特定事項が氏名であるときは特定に支障が生じることがあり得ます。そこで、裁判所は弁護人や被告人らに対し、氏名に代わる呼称を知らせなければならないとし、この場合において、第3の7に基づく代替呼称の定めがある場合には、用いる代替呼称を統一するため、その代替呼称を知らせるとするものです。

第3の10は、公判期日外の尋問調書の閲覧等の制限に関する規定です。被告人による訴訟記録の閲覧等に関する規定として、公判期日外に実施された証人尋問であって、被告人が立ち会っていないものに係る尋問調書の閲覧等に関するものがございまして、この閲覧等の際にも、秘匿された個人特定事項の保護を図る必要があります。そこで、被告人の尋問調書の閲覧等を制限することができるとし、閲覧等を制限する情報が氏名であるときには代替呼称を知らせることとし、この場合において、第3の7の規定に基づく代替呼称の定めがある場合には、用いる代替呼称を統一するため、その定めた代替呼称を知らせるなどとしております。

第3の11は、証人等の氏名又は住居の開示に関する措置がとられた場合、第3の12で代替呼称を定めることができるとしており、用いる代替呼称を統一するため、この規定又は第3の7で定められた代替呼称がある場合にはその代替呼称を知

る機会を与えるとするものです。

第3の12は、証人等の氏名又は住居の開示に関する措置がとられた場合の規定です。その措置に係る氏名又は住居につきまして、第3の7と同様に代替呼称を定めることができるなどとするものです。

第3の13は、第3の9と同様、閲覧謄写を禁止した場合や、裁判書の謄本に代えて裁判書の抄本を交付した場合、これに代わる呼称を知らせなければならないとし、この場合において、第3の12に基づく代替呼称の定めがある場合には、用いる代替呼称を統一するため、その定めた代替呼称を知らせるとするものです。

第3の14は、第3の10と同様、被告人の尋問調書の閲覧等を制限することができるとし、閲覧等を制限する情報が氏名であるときは代替呼称を知らせるとし、この場合において、第3の12に基づく代替呼称の定めがある場合には、用いる代替呼称を統一するため、その定めた代替呼称を知らせるなどとするものです。

第3の15は、証人等の氏名を秘匿する措置をとる刑訴法上の根拠条文に変更があったことに応じて現行の規則を改正するものです。

第3の16は、被告人に対する召喚状の送達につき、訴訟係属時に被告人には起訴状の謄本ではなく、起訴状抄本等が送達されることもありますので、それに応じた改正をするものです。

第3の17は、起訴状等秘匿事件において、裁判所に対して弁護士から訴訟記録の閲覧謄写の請求があった場合や被告人その他訴訟関係人から裁判書等の謄本交付請求等があった場合に、裁判所は検察官に対し、検察官提出証拠と弁護士への事前開示証拠との間におけるその有無及びその内容の通知を求めるとし、その通知を受けた裁判所が弁護士等に対してとれる措置を定めたものです。なお、検察官が裁判所に通知すべき内容とは、例えば被害者の勤務先である何々といったものが想定されます。

第3の18は、(1)がこれまでの規則事項が改正法で規定されたことに応じた改正等であり、(2)は、訴因変更等請求書面抄本等を提出する場合について、起訴状

抄本等を提出する場合と同様に、その請求書面の記載要件や訴因変更等請求書面抄本等の記載事項等について規定するものです。

第3の19及び20はいずれも公判前整理手続に関する規定であり、第3の19は、公判前整理手続で個人特定事項の通知請求に関する決定をした場合にはその旨を当事者に通知しなければならないとするもの、第3の20は、この通知請求に関する事項を公判前整理手続調書の記載要件とするなどとするものです。

第4に移ります。第4の1は、上告受理の申立てがあった場合に関する規定です。

(1)は、現行規則258条の2ただし書が規定する、上告受理の申立てがあった場合に判決の謄本の交付請求があったものとはみなさないときにつき、起訴状等秘匿事件であること又は証拠開示の際に氏名又は住居の秘匿の措置がとられたことにより判決の抄本の交付を受けているときを追加するものです。また、判決の謄本交付請求があったものとみなされるときに、その事件が起訴状等秘匿事件であったり、証拠開示の際に氏名又は住居の秘匿の措置がとられたものであったりすることにより判決の謄本を無条件で交付するのが相当でない場合には条件付きで判決の謄本を交付したり、判決の抄本を交付したりすることができるなどとするものです。(2)は、(1)で条件付けなどした場合に、この条件等に違反した場合の処置請求についての規定です。(3)は、上告受理申立書の提出期限について、判決の抄本の交付があった時を起算点とし、原判決の謄本又は抄本を添付しなければならないとするなど、法改正に伴う修正をするものです。

第4の2は、少年を少年鑑別所に送致するための令状について、個人特定事項の記載のない令状に代わるものの交付を請求することができるなどとするものです。

第4の3は、再審の請求について、原判決の謄本ではなく、抄本の交付しか受けられない場合にはそれを趣意書に添付すれば足りるとするものです。

第4の4は、略式命令の被告人への告知について、改正法の趣旨に沿って、個人特定事項の記載がない略式命令の謄本に代わるものを被告人に送達して略式命令の告知をすることができるなどとするものです。

最後の第5は、今回の改正では法律自体に条ずれや項ずれが生じており、また、規則の改正の中でも条ずれや項ずれが生じる場所ですので、これに対応するための改正などです。

要綱案の御説明は以上です。

(酒巻委員長) それでは、以上の要綱案に関する説明に対して、まずこの案に関する質疑を行うことにします。案に関する御意見は後に伺うことといたしまして、まずは御質問を受けたいと思いますので、御質問のある方は挙手をお願いいたします。久保委員、どうぞ。

(久保委員) 事務当局に、この要綱案の中に出てきましたもののうち、呼称の定めにつき、細かい点で恐縮ですが、現在の運用との関係を確認させていただければと思います。

具体的には、1点目に、現在は事実上、公判前整理手続期日等において当事者の意見を聞くということが行われております。2点目に、合意した呼称のみ使用することは強制されておらず、裁判所が定めたものとは異なる、より分かりやすい名称を利用することは排除されておられません。例えば、Aという呼称で合意しつつ、証人尋問に際し、その関係性において、お兄さんという呼び方をする方が分かりやすい場合にそう呼ぶといったことが行われております。3点目に、呼称を合意するに当たり、その名称自体に特定の意味合いを持たせない中立的な表現とする配慮がなされています。例えば、被害者とはせず、Aさんと呼ぶといった配慮がなされております。こうした現在の運用自体は適切だと考えておまして、今回の規則改正がそうした現在の運用を変更する趣旨ではないということを念のために確認させていただければと思います。

(酒巻委員長) それでは、近藤幹事の方からお願いします。

(近藤幹事) 裁判所が事実上、当事者の御意見も参考にしながら呼称の表現を工夫するという実務例について、今回の要綱案を契機として否定されるものとは考えておられません。代替呼称につきましては、可及的に被害者保護を図りつつ、他の呼

称との紛れを防ぐという特定性の観点も必要になります。裁判所で呼称が定められた場合には統一的に呼称を用いるということが想定されていますが、御指摘のような場面において、定められた呼称のみを使用するという要綱案にはなってございません。

(酒巻委員長) よろしいでしょうか。

(久保委員) はい。ありがとうございます。

(酒巻委員長) ほかに要綱案についての御質問をいただければと思います。宮村幹事、どうぞ。

(宮村幹事) 幹事の弁護士の宮村です。要綱案の41ページ、17項の、弁護人に閲覧させないこととした部分等の通知等についての207条の2の新設に関して1点、質問させていただきます。

弁護の実情を申しますと、本来、弁護人が防御活動を進める上では、検察官請求証拠の全てを閲覧して、かつ被告人とその内容を共有することが不可欠です。検察官請求証拠と弁護人に対する開示証拠は、本来は一致すべきものですし、弁護人に開示された証拠の内容と被告人と共有できる情報の内容も本来であれば一致すべきものと考えています。それらに不一致が生じる事態は、本来、決して望ましいことではなくて、減らしていくべき事柄ではないかと考えているところです。

この要綱案の207条の2では、弁護人が異議を述べなかったことを前提とする非開示個人特定事項や条件付き開示個人特定事項について、明文での定めが設けられています。これらの条文が設けられたのが、非開示個人特定事項や条件付き開示個人特定事項の活用を広げていくということを意図したものではないと理解してよいのかについて確認をお願いしたいと思います。

(酒巻委員長) ありがとうございます。それでは、近藤幹事、どうぞ。

(近藤幹事) 今回の要綱案ですが、御指摘のように、広げていくということを意図する趣旨のものではございません。

(酒巻委員長) というお答えですけれども、よろしいですか。

(宮村幹事) ありがとうございます。結構です。

(酒巻委員長) 要綱案につきまして、ほかに御質問がございましたらどうぞ。河津委員、どうぞ。

(河津委員) 私からも、要綱案第3の17、207条の2の新設について質問させていただきます。

刑訴法299条1項は、請求証拠について相手方に閲覧の機会を与えなければならないものとした上で、相手方に異議のないときはこの限りでないとしていますので、弁護人が被告人に知らせてはならない旨の条件の下で閲覧することに異議のないときに、ここでいう条件付き開示個人特定事項が生じうると考えられます。ただ、当初、被告人に知らせなくてもその防御に実質的な不利益を生ずるおそれはないと判断した情報であっても、訴訟手続が進行した段階、あるいは上訴審において供述証拠の証明力の判断に資するような関係者との利害関係の有無等を確認するために当該情報を被告人に知らせる必要が生じることも考えられます。要綱案の207条の2第4項は、このような場合を想定して、「被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるとき」を除き、裁判記録の閲覧等を制限することができるものとして理解しますが、改正法271条の6等では、「当該個人特定事項に係る者の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確認ができなくなる時」が例示されていますから、これが「被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるとき」に含まれ、かつ、これに限られないことが、条文上明らかにされているように思われます。要綱案の207条の2第4項ではこのような例示はされておりませんが、同項の「被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるとき」も、「供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確認ができなくなる時」を除外するものではなく、かつ、これに限定されるものでないと理解してよろしいでしょうか。

(酒巻委員長) 御質問、ありがとうございました。近藤幹事、どうぞ。

(近藤幹事) 要綱案207条の2第4項の、被告人の防御に実質的な不利益を生

ずるおそれがあるときの解釈については、個別の裁判事項にはなりますが、御指摘の要素を除外するような文言にはなっておりません。

(酒巻委員長) よろしいですか。

(河津委員) 除外する趣旨ではないものと理解いたしました。

(酒巻委員長) ほかに御質問があれば受けたいと思いますが、いかがでしょうか。今まで弁護士の委員・幹事の方からいろいろいただきましたけれども、ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、要綱案についての御質問は以上ということで、次は要綱案につきまして御意見がある方はいただきたいと思いますので、挙手をお願いします。谷委員、どうぞ。

(谷委員) 日弁連の事務総長の谷です。基本的には要綱案に賛成なのですが、利益相反につきまして1点、懸念する事項がございますので、意見を表明したいというふうに思います。

要綱案の21ページ、規則の150の5の第6項、これに該当するとされた場合には、個人特定事項の記載のない、勾留状に代わるもの、これが弁護人に交付されるという場合がありますというふうに考えております。そうしますと、この場合、弁護人は、被害者が誰かということが特定できないおそれがあり、当該被疑者の弁護人となることが、弁護士として行ってはならない、利益相反の禁止、弁護士職務基本規程の27条の1号だと思っておりますが、に該当しないかどうか、その確認が難しいことになってしまいます。

例を申し上げます。例えば、複数の弁護士がいる事務所において、当該事務所のある弁護士Aが当該事件の被害者から代理人として事件の委任を受けていた場合、同じ事務所の弁護士Bが当該事件の被疑者の弁護人となることは、共同事務所における利益相反の禁止、これは職務基本規程57条に規定がございますが、これに該当するということが考えられます。したがって、被害者の特定ができないと、果たしてその事件をやっていいかどうかという、利益相反に当たるかどうかの確認がで

きない場合があり得るというふうに考えます。

被疑者が身体を拘束された直後は、以後の取調べ対応についての助言とか、身体拘束解放に向けた活動など、弁護人が果たすべき役割は大きいわけですが、このような状況で直ちに弁護人を選任することができなかつたりすることは、弁護人の援助を受ける権利の保障の実効性を損ねるものではないかと考えます。また、仮に受任してしまった後に利益相反、先ほど言いましたように、被害者代理人が同じ事務所に実はいるというようなことが判明したときは、その状態を解消するためには被疑者・被告人の弁護人が辞任するか、あるいは解任してもらうか、若しくは被害者代理人の方に辞任してもらうか、いずれかの対応が必要になることとなります。仮に国選弁護人の解任が難しいという場合には被害者代理人の方が辞任しなければならないという状況があり得ると考えます。このような状態は、被疑者の権利だけではなく、被害者の保護にも欠ける事態を招くおそれがあると考えます。

したがって、検察官が150条の5の第4項2号の措置をとるべき通知をする場合、及び、裁判所が、被害者特定事項の記載のない、勾留状に代わるものを交付すると判断する同条の6項の場合には、上記の利益相反をめぐり、被疑者のみならず、被害者にも不利益が及ぶ可能性があることから、慎重に御判断をいただきたいというのが意見でございます。

また、同じく150条の7の勾留状謄本の交付請求があった場合には、できる限り速やかに裁判をしていただきまして、利益相反の有無が判断できるようにしていただきたいと。意見は以上でございます。

(酒巻委員長) 具体的な例を挙げての御意見をいただき、ありがとうございます。

それでは、要綱案についての御質問と御意見をいただいたところでございますので、この諮問事項全体につきまして採決という形で手続を進めさせていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

採決は、幹事の皆様には投票権はございませんので、委員の方だけで採決をする

ということになります。事務局から提出されました、刑事訴訟規則の一部を改正する規則の制定に関する要綱案に賛成の委員の方は挙手をお願いします。念のために、反対の委員の方の挙手をお願いします。

では、事務局から採決の結果を報告してください。

(近藤幹事) ただ今の採決の結果を御報告いたします。賛成の委員の方16名、反対の委員の方0名でした。出席委員総数は、委員長を除きまして16名でした。以上です。

(酒巻委員長) どうもありがとうございました。ただ今、近藤幹事から報告がありましたとおり、事務局作成の、刑事訴訟規則の一部を改正する規則の制定に関する要綱案につきましては、出席委員全員の賛成ということで可決されました。ということですので、本刑事規則制定諮問委員会としては、この要綱案を基に刑事訴訟規則の一部を改正する規則を制定すべきであるという、このような結論について御賛同いただけますでしょうか。どうもありがとうございます。

それから、条文の技術的な修正につきましては、本日の御質問・御意見の趣旨を踏まえて事務局に一任するというところでよろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

最高裁判所におかれましては、ただ今御承認いただきました本委員会の答申に基づいて速やかに規則を制定していただくようお願いしたいと存じます。

それでは、議事はスムーズに進行いたしまして、全て済みしましたので、本日の委員会はこれにて終了することといたしたいと思っております。準備の段階から要綱案等につきましていろいろ検討いただき、熱心に御議論、御審議をいただきまして誠にありがとうございました。

以 上